

介護雇用管理改善等計画の一部改正案

介護雇用管理改善等計画（平成十二年労働省告示第百六号）の一部を次のように改正する。

第1の1を次のように改める。

1 計画策定の目的

我が国の急速な高齢化の進行、核家族化やひとり暮らし世帯の増大による家族介護力の低下などに伴い、国民の介護サービスに対するニーズは増大していくと見込まれるとともに、認知症等のより複雑で専門的な対応を必要とする介護サービスのニーズが顕在化する中で、介護サービスが国民のニーズに十分応えるようにするために、質・量の両面で介護サービスの機能強化を図る必要がある。

このため、経済情勢が厳しい中にも成長が期待される介護分野において、新たな雇用機会の創出等を進めていくため、各種施策を講じていく必要がある。

今後、高齢化の進行に伴い、介護分野の労働市場の拡大が見込まれ、質の高い人材を安定的に確保していくことが課題となる。

そのためには、未経験者を含め、介護業務に関し、意欲・適性の見込まれる求職者に対して、一定の職業訓練を効果的に実施し、人材のマッチングを強力に推進する必要がある。